

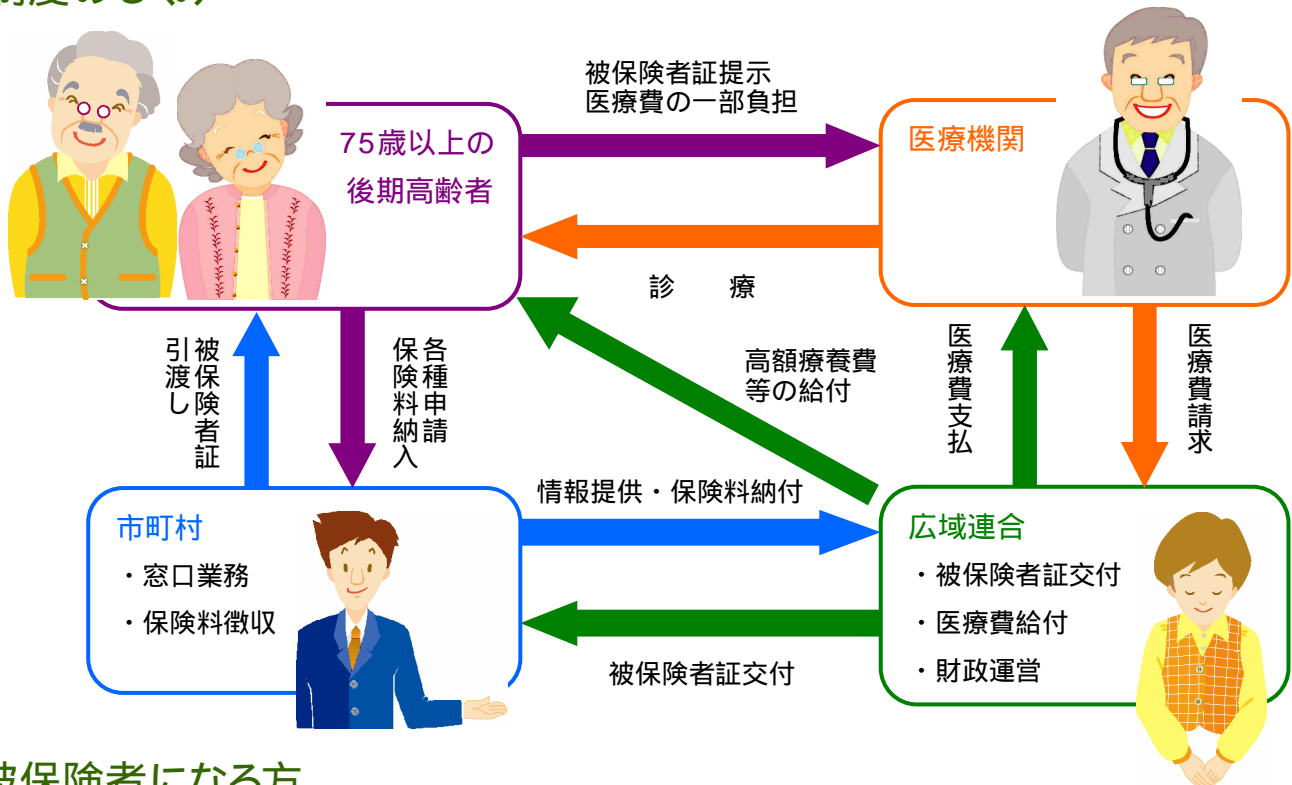
後期高齢者医療制度のしくみ

75歳以上の方の医療制度が変わります。

老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が創設されることになりました。

この後期高齢者医療制度の事務と財政運営を市町村と広域連合が連携して行います。

制度のしくみ



被保険者になる方

75歳以上の人（75歳の誕生日から）

65歳以上 74歳以下の方で一定の障がい有する人（広域連合の認定を受けた日から）

平成 20年 3月 31日まで

平成 20年 4月 1日から

国民健康保険
健康保険組合など
被保険者証

老人医療
受給者証

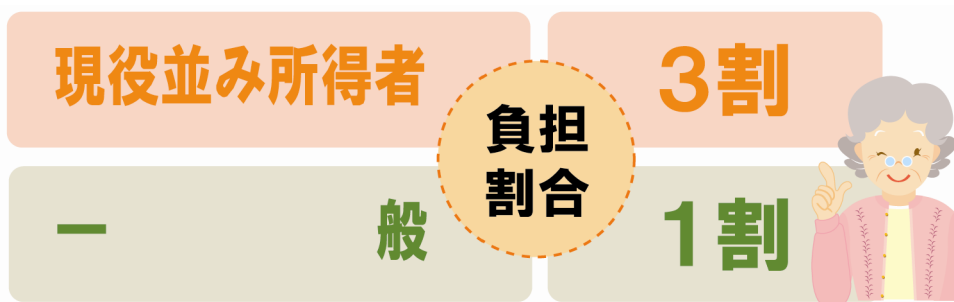
後期高齢者医療
被保険者証



一人に1枚の被保険者証が交付されます。

保険給付は、老人保健と変わりありません。

医療機関などの窓口負担割合



高額療養費が給付されます。

ひと月の医療費が高額となった場合には、市町村の担当窓口へ申請して認められると限度額を超えた分が払い戻されます。

新しく高額介護合算療養費が給付されます。

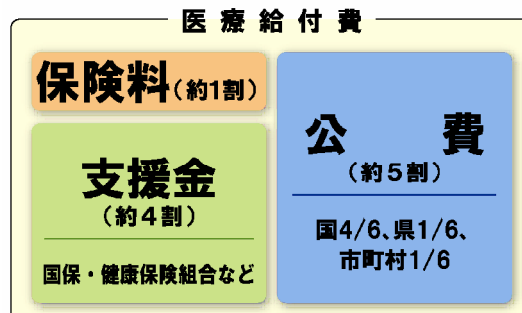
後期高齢者医療制度及び介護保険の自己負担額の合算額が高額になり、あらたに設けられる限度額を超えた場合には、申請により限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

保険料は、被保険者全員が納めます。

被保険者の保険料は、医療給付費

(医療費から窓口負担分を除いた額)の約1割です。

保険料の決め方



=

均等割額
(被保険者全員が頭割りで負担)

+

所得割額
(被保険者の所得に応じて負担)

保険料率や所得の低い人に対する均等割額の軽減措置等は、今後決定されます。

広域連合内では、保険料率は原則として均一です。

健康保険組合などの被扶養者で保険料を負担していなかった人も納付します。

保険料の納め方

年額 18 万円以上の年金を受け取っている場合には、年金から保険料が天引きされます。

それ以外の場合は、口座振替や納付書により市町村に納めます。

詳しい内容のお問い合わせは.....、
福島県後期高齢者医療広域連合 または、お近くの市町村窓口まで